

# 水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申） 平成27年2月6日中央環境審議会 <抜粋>

## 4. 3 水銀添加廃製品の処理

### (1) 一般廃棄物の水銀添加廃製品

家庭から排出される水銀添加廃製品については、環境上より適正な管理を確保するため、水銀含有製品の一覧の明示等の普及啓発を行ったうえで、現行の全都清ルート等の既存の水銀回収スキームを活用した適正な回収を促すとともに、廃棄物焼却施設に投入される水銀量を削減することで大気排出を抑制するためにも、先進都市の事例の紹介等により、市町村等による分別収集の徹底・拡大を行うことや、関係機関の協力を得た回収スキームを検討することが適当である。

また、水銀が飛散しやすい蛍光管、水銀体温計等の処理については留意が必要である。蛍光管、水銀体温計等を収集運搬する際は、他の廃棄物との混合するおそれのないよう区分して行うことや、機器の破損等により封入された水銀が飛散するおそれがあるため、破損することのないような方法により行うことや、処分又は再生に当たっては、破碎又は切断を行う場合に、水銀が大気中に飛散しないよう行うこと等留意点を明確化することが適当である。また、水銀を使用している製品であることを使用者が認識し、適切な排出を促すためには、製品に関する情報提供を促進するための措置が必要である。

### (2) 産業廃棄物の水銀添加廃製品

事業者から排出される計測機器、照明機器、ボタン型電池等の水銀添加廃製品については、その有害性に鑑み特別管理産業廃棄物に指定することが適当であるとした廃金属水銀等とは異なり、一定程度の要件により処理することにより、適正な管理を確保することが可能である。ただし、水銀が飛散、溶出しやすい計測機器及び照明機器の処理については留意が必要である。

このため、一定程度以上の水銀又は水銀化合物を含む廃製品については、水銀汚染物と同様に「水銀含有産業廃棄物」として指定し、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業及び産業廃棄物処理施設の許可においてその取扱いを明らかにすることや、廃棄物データシート（Waste Data Sheet）への記載を求めるとともに、委託契約書及びマニフェストへの記載を義務づけることにより、適切な処理を確保することが適当である。なお、水銀又は水銀化合物を含む廃製品について、前述のとおり許可やマニフェスト等においてその取扱いを明らかにすることにより、廃棄物処理施設からの水銀の大気排出に係る規制を効果的に実施するとともに、廃棄物焼却施設に投入される水銀量を削減することで大気排出を抑制することが可能である。また、水銀を使用している製品であることを使用者が認識し、適切な排出を促すためには、製品に関する情報提供を促進するための措置が必要である。